

一般社団法人 日本デフバレーボール協会諸謝金・旅費規程

当協会定款第 26 条の規定により、下記のとおり定める。

第 1 条 目的 この規程は、一般社団法人日本デフバレーボール協会（以下「協会」という）定款第 26 条に基づき、協会のすべての事業遂行のための諸謝金及び旅費の支給について定める。

第 2 条 諸謝金運用方法 （１）協会のすべての事業に係る関係者の諸謝金とする。
（２）諸謝金は、事業の業務上必要な最少の日数とする。
（３）諸謝金は、下記の規程表により支給する。
（４）諸謝金は、各局・各部予算に基づき支給する。
（５）この規程の運用に関しては、計理局をその所轄局と定める。
（６）この規程に該当しないものは、理事会において定める。

諸謝金規程表

謝金 区分	謝金上限額（１日）		備 考
講師謝金	外部招待	100,000 円	元プロスポーツ選手、日本代表選手による 実技指導を主とした講習および講演会が対 象
	協会関係者	30,000 円	
大会役員謝金	審判員	30,000 円	協会主催大会が対象 ・ ジャパンデフバレーボールカップ ・ デフマスターズバレーボールカップ
	スポーツトレーナー		
	大会役員・スタッフ	10,000 円	
	司会者		
	手話通訳者		
スタッフ謝金	指導及び支援 スタッフ	30,000 円	代表チームの強化合宿および大会・イベン ト・取材での指導・支援等が対象
選手謝金	選手	20,000 円	代表チームの強化合宿および大会取材・イ ベントへの出演等が対象

※ 4 時間で 1 日単位とする。4 時間未満の場合、1 日の 1/2 相当の謝金を支給する。

第 3 条 旅費運用方法 （１）協会のすべての事業に係る関係者の旅費とする。
（２）旅費は、概算額を前渡しすることができる。
（３）旅費は、交通費・宿泊費・日当に分ける。
（４）交通費は原則として最短距離によるものとする。
（５）旅費は、下記規程表により支給する。
（６）旅費は、各局・各部予算に基づき支給する。
（７）この規程の運用に関しては、計理局をその所轄局と定める。

(8) この規程に該当しないものは、理事会において定める。

旅費規程表

旅費 区分	旅費限度額（1日）		備 考
交通費	公共交通機関	実費相当額	1. 居住地と目的地の発着駅相互間の運賃。 2. 特別料金（JR：グリーン車、飛行機：スーパーシートプレミアム及びクラス J 等）は対象外。（表示価格により安いほう） 3. 新幹線や JR 等の特別料金は別途支給する。
	自家用車自動車	当年度の日本パラリンピック委員会の旅費一覧表に準ずる。 (37 円/1km)	1. ガソリン代はレギュラーで、1 円/10km で支払時の 1 円単価で計算する。 2. 有料道路の料金は領収書・支払記録の提出をもって精算する。
宿泊費	協会主催行事	実費相当額	1 泊 19,000 円を上限とする。 但し JSC 強化事業に関するものは JSC 規定に準じる。
	理事会		
	海外派遣・活動	実費相当額	理事長が協会から正式に派遣することを承認し、海外で活動を行うものに限る。
日当	協会主催行事	3,000 円	大会役員謝金と重複して支給は不可。 4 時間で 1 日単位とする。 4 時間未満の場合、1,500 円を支給する。
	理事会		

※協会主催行事に選手として出場する場合、旅費の支給は行わない。

平成 29 年 4 月 1 日 改定

平成 31 年 1 月 22 日 一部文言改定

令和 6 年 1 月 1 日 一部文言改定

令和 7 年 4 月 1 日 一部文言改定

令和 8 年 4 月 1 日 一部文言改定